

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社東日本銀行

(E03642)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	7
第3 【設備の状況】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
(1) 【株式の総数等】	22
【株式の総数】	22
【発行済株式】	22
(2) 【新株予約権等の状況】	24
(3) 【ライツプランの内容】	24
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	24
(5) 【大株主の状況】	24
(6) 【議決権の状況】	25
【発行済株式】	25
【自己株式等】	25
2 【株価の推移】	26
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表】	28
(1) 【中間連結貸借対照表】	28
(2) 【中間連結損益計算書】	30
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	31
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	33
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	35
【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	46

【注記事項】	47
【事業の種類別セグメント情報】	72
【所在地別セグメント情報】	72
【国際業務経常収益】	72
2 【その他】	74
3 【中間財務諸表】	75
(1) 【中間貸借対照表】	75
(2) 【中間損益計算書】	77
(3) 【中間株主資本等変動計算書】	78
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	81
【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	89
【表示方法の変更】	90
【注記事項】	91
4 【その他】	99
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	100
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月14日

【四半期会計期間】 第143期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank , Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鏡 味 徳 房

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 本 田 修

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店
(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)

株式会社東日本銀行 横浜支店
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,725	25,666	24,244	45,242	48,724
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	7,076	5,927	1,274	12,842	11,402
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	4,182	3,355	769		
連結当期純利益	百万円				8,022	6,575
連結純資産額	百万円	108,089	107,717	107,182	110,297	107,521
連結総資産額	百万円	1,779,510	1,812,734	1,800,549	1,814,484	1,811,052
1株当たり純資産額	円	476.25	474.22	471.99	487.07	472.31
1株当たり中間純利益金額 (は1株当たり中間純損失金額)	円	22.67	18.19	4.17		
1株当たり当期純利益金額	円				42.30	34.46
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	19.25	15.48			
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円				36.92	30.34
自己資本比率	%	6.1	5.9	5.9	6.1	5.9
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.31	11.02	11.10	10.68	10.87
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,428	505	19,779	17,579	18,886
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,512	9,579	17,816	6,664	11,164
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	970	1,151	1,154	8,947	1,156
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	72,787	75,175	54,993		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				85,403	54,184
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,417 [563]	1,406 [546]	1,440 [513]	1,375 [562]	1,390 [543]

(注) 1. 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計 - 中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式

に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

6. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第141期中	第142期中	第143期中	第141期	第142期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	21,895	25,345	23,935	44,044	48,060
経常利益 (は経常損失)	百万円	7,183	5,937	1,255	12,896	11,429
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	4,257	3,433	783		
当期純利益	百万円				7,613	6,604
資本金	百万円	38,300	38,300	38,300	38,300	38,300
発行済株式総数	千株	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000	普通株式 184,673 優先株式 10,000
純資産額	百万円	108,661	107,862	107,366	110,382	107,675
総資産額	百万円	1,779,652	1,812,209	1,801,041	1,813,888	1,811,463
預金残高	百万円	1,647,759	1,669,679	1,657,686	1,669,448	1,669,149
貸出金残高	百万円	1,386,675	1,413,182	1,375,882	1,408,803	1,399,948
有価証券残高	百万円	295,672	297,344	314,673	293,630	293,346
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式		
1株当たり配当額	円				普通株式 5.00 第一回優先株式 22.00	普通株式 5.00 第一回優先株式 22.00
自己資本比率	%	6.1	6.0	6.0	6.1	5.9
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.36	11.05	11.13	10.71	10.90
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,358 [129]	1,357 [121]	1,390 [114]	1,325 [128]	1,342 [122]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

4. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。なお、平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,440 [513]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員577人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,390 [114]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員172人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間における内外経済を顧みますと、海外経済は、減速傾向が続き、米欧の金融機関の破綻などを背景に国際金融資本市場の緊張感が強まっています。米国では、金融・実体経済の負の相乗作用が生じており、当面、成長率は低い水準にとどまると見込まれ、欧州経済も、既往のエネルギー・原材料価格高による域内民間需要の弱まりに加え、輸出環境の悪化や金融環境の緊縮の影響などから減速が続くほか、アジアにおける新興国でも輸出環境の悪化などから成長率はやや鈍化すると見られております。

一方、国内経済は、雇用者所得の伸び悩みやエネルギー・食料品価格の上昇などから個人消費は弱めの動きとなっており、また、海外経済の減速を背景に輸出の増勢鈍化が続き、企業収益が交易条件の悪化等から減少していることから、停滞局面にあります。また、企業の業況判断は、一段と慎重さが増すとともに、企業倒産も増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、政府は8月に「安心実現のための緊急総合対策」を決定し、日本銀行は9月18日に各国の中央銀行との協調対応策を公表するなど、金融市場の安定確保に努めています。

このような環境のもと、当行及びグループ会社は、中期経営計画「ヒューマン・バンク2005」プランにもとづき、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化への取り組みを推進してまいりました。この結果、当第2四半期連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

業容面につきましては、預金は、当第2四半期連結会計期間中46億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆6,550億円となりました。

一方、貸出金は、当第2四半期連結会計期間中72億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆3,750億円となりました。

有価証券は、当第2四半期連結会計期間中192億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3,136億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中6億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆8,005億円となりました。

次に、損益状況でございますが、経常収益は132億82百万円となりました。うち資金運用収益が99億0百万円、役員取引等収益が7億64百万円、その他業務収益が2億45百万円、その他経常収益が23億72百万円となりました。

一方、経常費用は、132億4百万円となりました。うち資金調達費用が16億51百万円、役員取引等費用が4億89百万円、営業経費が57億56百万円となりました。また、その他経常費用は、景況の変化が顕著になりつつあるため、取引先企業の業況への影響を勘案し、貸倒引当金繰入額を増加したことにより53億5百万円となりました。

以上により、経常利益は78百万円、四半期純利益は66百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、82億48百万円となりました。国内業務部門は81億25百万円となりました。国際業務部門については1億22百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収支は、2億74百万円となりました。国内業務部門については5億10百万円となり、国際業務部門については13百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間のその他業務収支は、2億44百万円となりました。国内業務部門については2億55百万円となり、国際業務部門については31百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	8,125	122	1	8,248
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	9,725	216	6	34 9,900
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1,600	93	8	34 1,651
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	510	13	249	274
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	997	18	251	764
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	487	4	2	489
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	255	31	43	244
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	257	31	43	245
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1			1

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、7億64百万円となりました。国内業務部門については、為替業務の受入手数料を中心として9億97百万円となりました。国際業務部門については、18百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用は、4億89百万円となりました。国内業務部門は支払保険料を中心として4億87百万円となり、国際業務部門については4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	997	18	251	764
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	206			206
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	306	17	1	322
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	101			101
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	346		249	97
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	35			35
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	1	0		2
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	487	4	2	489
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間				
	当第2四半期連結会計期間	69	4		73

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	1,666,421	3,258	896	1,668,783
	平成20年9月30日	1,652,622	5,063	2,681	1,655,004
うち流動性預金	平成19年9月30日	630,628		886	629,742
	平成20年9月30日	593,567		2,671	590,896
うち定期性預金	平成19年9月30日	1,015,037		10	1,015,027
	平成20年9月30日	1,032,930		10	1,032,920
うちその他	平成19年9月30日	20,755	3,258		24,013
	平成20年9月30日	26,123	5,063		31,187
譲渡性預金	平成19年9月30日				
	平成20年9月30日				
総合計	平成19年9月30日	1,666,421	3,258	896	1,668,783
	平成20年9月30日	1,652,622	5,063	2,681	1,655,004

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,412,463	100.00	1,375,090	100.00
製造業	96,806	6.85	93,798	6.82
農業	1,654	0.12	1,618	0.12
林業				
漁業	13	0.00		
鉱業	334	0.02	271	0.02
建設業	77,191	5.47	72,523	5.27
電気・ガス・熱供給・水道業	282	0.02	38	0.00
情報通信業	15,348	1.09	17,287	1.26
運輸業	24,241	1.72	23,561	1.71
卸売・小売業	139,689	9.89	135,719	9.87
金融・保険業	97,607	6.91	83,438	6.07
不動産業	163,004	11.54	161,674	11.76
不動産賃貸管理業	237,778	16.83	240,817	17.51
各種サービス業	178,605	12.64	175,150	12.74
地方公共団体	15,981	1.13	16,998	1.24
その他	363,922	25.77	352,191	25.61
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,412,463		1,375,090	

(注) 「国内」とは、当行(除く特別国際金融取引勘定分)及び連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	18,041	17,206	834
経費(除く臨時処理分)	10,607	11,127	519
人件費	5,578	5,980	401
物件費	4,520	4,622	102
税金	509	525	15
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7,433	6,079	1,354
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,433	6,079	1,354
一般貸倒引当金繰入額	427	2,274	1,847
業務純益	7,005	3,804	3,201
うち債券関係損益	0	177	177
臨時損益	1,068	5,059	3,991
株式関係損益	2,314	1,628	685
不良債権処理損失	3,159	6,498	3,338
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	3,065	6,389	3,323
その他の債権売却損等	92	108	16
その他臨時損益	222	189	33
経常利益	5,937	1,255	7,192
特別損益	107	27	79
うち固定資産処分損益	35	34	0
税引前中間純利益	5,830	1,283	7,113
法人税、住民税及び事業税	1,940	2,513	573
法人税等調整額	455	3,013	3,469
中間純利益	3,433	783	4,217

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.31	2.26	0.05
(イ)貸出金利回	2.63	2.62	0.01
(ロ)有価証券利回	1.08	1.00	0.08
(2) 資金調達原価	1.62	1.75	0.13
(イ)預金等利回	0.29	0.37	0.07
(ロ)外部負債利回	0.52		
(3) 総資金利鞘	-	0.69	0.18

(注) 1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	16.63	13.85	2.78
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	16.63	13.85	2.78
業務純益ベース	15.67	8.66	7.00
中間純利益ベース	7.68	1.78	9.47

(注) 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(一般貸倒引当金繰入前)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{業務純益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{期中日数}} \times 365 \div \frac{\{(期首純資産額 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{中間期末純資産額} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}{\text{期中日数}} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,669,679	1,657,686	11,993
預金(平残)	1,600,803	1,605,753	4,949
貸出金(未残)	1,413,182	1,375,882	37,299
貸出金(平残)	1,369,900	1,359,920	9,979

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,145,854	1,164,088	18,233
法人	523,825	493,597	30,227
合計	1,669,679	1,657,686	11,993

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	350,323	340,629	9,693
住宅ローン残高	329,321	322,740	6,580
その他ローン残高	21,001	17,888	3,112

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,264,416	1,237,301	27,114
総貸出金残高	百万円	1,413,182	1,375,882	37,299
中小企業等貸出金比率	/ %	89.47	89.92	0.45
中小企業等貸出先件数	件	54,142	51,196	2,946
総貸出先件数	件	54,374	51,437	2,937
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.57	99.53	0.04

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 . 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	65	327	49	244
保証	627	3,282	630	3,061
計	692	3,609	679	3,305

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出手法は標準的手法、オペレーショナル・リスクの算出手法は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	34,600	34,600
	利益剰余金	29,478	30,786
	自己株式()	111	128
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		1,326
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	261	161
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	102,529	102,392	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,716	3,716
	一般貸倒引当金	6,981	6,923
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務(注1)	10,000	10,000
	計	20,697	20,639
うち自己資本への算入額 (B)	20,697	20,639	
控除項目	控除項目(注2) (C)	124	17
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	123,102	123,014

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,041,940	1,034,813
	オフ・バランス取引等項目	6,692	4,669
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,048,633	1,039,483
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	68,445	68,222
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,475	5,457
	計(E) + (F) (H)	1,117,078	1,107,706
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.02	11.10
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100(%)		9.17	9.24

(注) 1. 告示第29条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2. 告示第31条第1項第1号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び告示第247条第1項第1号に掲げる自己資本控除とされる証券化エクスポージャーであります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,300	38,300
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	34,600	34,600
	その他資本剰余金		
	利益準備金	3,699	3,699
	その他利益剰余金	26,186	27,431
	その他		
	自己株式()	111	128
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		1,326
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	102,675	102,576
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,716	3,716
	一般貸倒引当金	6,967	6,915
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち永久劣後債務		
	うち期限付劣後債務(注1)	10,000	10,000
	計	20,683	20,631
	うち自己資本への算入額 (B)	20,683	20,631
控除項目	控除項目(注2) (C)	124	17
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	123,233	123,190
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,041,433	1,035,114
	オフ・バランス取引等項目	6,692	4,669
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,048,125	1,039,784
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	66,669	66,685
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,333	5,334
計(E) + (F) (H)	1,114,795	1,106,470	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.05	11.13
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100(%)		9.21	9.27

(注) 1 . 告示第41条第1項第4号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2 . 告示第43条第1項第1号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び告示第247条第1項第1号に掲げる自己資本控除とされる証券化エクスポージャーであります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	158	327
危険債権	184	206
要管理債権	231	221
正常債権	13,634	13,079

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、355億28百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは517億34百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益47百万円、貸倒引当金の純増40億5百万円、預金の純減46億86百万円、貸出金の純増72億86百万円及びコールローン等の純減608億48百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは161億96百万円の支出となりました。これは主に、有価証券の取得による支出340億76百万円、有価証券の売却・償還による収入186億85百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは9百万円の支出となりました。これは主に、自己株式取得による支出9百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中における主要な設備の異動は、次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	土地		購入年月
					敷地面積(m ²)	帳簿価額 (百万円)	
当行	中板橋支店	東京都 板橋区	購入	土地	439.68	315	平成20年 9月

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	388,000,000
優先株式	20,000,000
計	408,000,000

(注) 当行定款第6条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行可能株式総数は、4億8百万株とし、このうち3億8千8百万株は普通株式、2千万株は優先株式とする。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,673,500	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
第一回優先株式	10,000,000	同左		(注) 2
計	194,673,500	同左		

(注) 1. 議決権を有しております。

2. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

優先配当金

本優先株式1株につき22円とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

本優先株式1株につき11円とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,000円を支払う。

本優先株主に対しては、前記の2,000円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 本優先株式の取得および消却

当行は、いつでも法令の定めるところに従って本優先株式を取得し、これを法令の定めるところに従って消却することができる。

(4) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 本優先株式の併合または分割、募集株式の割当て、株式無償割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、本優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 取得請求権

本優先株主は、当行に対し、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、下記のとおり普通株式を交付するよう請求することができる。

取得を請求し得べき期間

平成15年3月31日から平成23年3月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得の条件

ア．当初取得価額

当初取得価額は、平成15年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

イ．取得価額の修正

取得価額は、平成15年3月31日以降平成23年3月30日までの毎年3月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、当該金額とする。

ウ．取得価額の調整

取得価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には次に定める算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

エ．引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えに交付する普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が引換えに交付を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

オ．取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

カ．取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書および本優先株式の株券が取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

優先株式の一斉取得

取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって、当行がこれを取得し、当行はこれと引換えに本優先株式1株につき、その払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当行の普通株式を優先株主に対し交付する。

ただし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が440円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。また、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と合理的に判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		普通株式 184,673 第一回優先株式 10,000		38,300,000		34,600,245

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	14,906	8.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,346	7.22
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,512	6.23
アイフル株式会社	京都府京都市下京区烏丸通五条上高砂町 381-1	10,675	5.78
アクサ生命保険株式会社	東京都港区白金1丁目17番3号 NBFプラチナ タワー	5,488	2.97
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	4,974	2.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,666	2.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,604	2.49
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,506	2.43
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地	4,121	2.23
計		78,798	42.66

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,346千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	11,512千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	4,666千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,506千株

2. 当第2四半期会計期間において、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるアクサ生命保険株式会社から平成20年9月4日付で変更報告書の提出があり、平成20年8月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当行として当第2四半期会計期間末現在におけるアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社について実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%) (注)
アクサ・ローゼンバーグ 証券投信投資顧問株式会社	東京都港区白金1丁目17番3号	8,406	4.55
アクサ生命保険株式会社	東京都港区白金1丁目17番3号	5,488	2.97

計		13,894	7.52
---	--	--------	------

(注)平成20年8月13日現在の発行済株式総数(184,673,500株)に対する割合。

第一回優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	10,000	100.00
計		10,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 10,000,000		「1 株式等の状況」の(1)株式の総数等に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 301,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 183,291,000	183,284	
単元未満株式	普通株式 1,081,500		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	194,673,500		
総株主の議決権		183,284	

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が7,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれておりません。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋3丁目 11番2号	301,000		301,000	0.15
計		301,000		301,000	0.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	428	481	458	456	403	350
最低(円)	335	419	405	378	319	258

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第2四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
 (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	8 77,851	8 58,800	8 56,760
コールローン及び買入手形	-	30,155	35,150
買入金銭債権	49	31	38
有価証券	1, 8, 15 297,323	1, 8, 15 313,609	1, 8, 15 292,282
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,412,463	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,375,090	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,399,194
外国為替	6 858	6 684	6 649
その他資産	8 10,793	8 10,317	8 10,283
有形固定資産	10, 11, 12 17,103	10, 11, 12 17,868	10, 11, 12 16,939
無形固定資産	1,145	1,019	1,108
繰延税金資産	13,367	17,155	15,260
支払承諾見返	3,609	3,305	3,348
貸倒引当金	21,831	27,488	19,963
資産の部合計	1,812,734	1,800,549	1,811,052
負債の部			
預金	8 1,668,783	8 1,655,004	8 1,666,295
コールマネー及び売渡手形	72	43	69
外国為替	1	10	1
社債	13 10,000	13 10,000	13 10,000
その他負債	14 11,777	14 13,938	14 12,915
賞与引当金	841	877	879
退職給付引当金	5,941	6,025	5,949
役員退職慰労引当金	260	288	297
投資損失引当金	98	52	55
利息返還損失引当金	3	9	12
預金払戻損失引当金	158	192	174
偶発損失引当金	-	149	63
再評価に係る繰延税金負債	10 3,468	10 3,468	10 3,468
支払承諾	3,609	3,305	3,348
負債の部合計	1,705,017	1,693,367	1,703,530

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	38,300	38,300	38,300
資本剰余金	34,600	34,600	34,600
利益剰余金	29,478	30,786	32,698
自己株式	111	128	116
株主資本合計	102,267	103,557	105,481
その他有価証券評価差額金	458	1,202	2,686
繰延ヘッジ損益	60	123	268
土地再評価差額金	10 4,789	10 4,789	10 4,789
評価・換算差額等合計	5,187	3,463	1,834
少数株主持分	261	161	204
純資産の部合計	107,717	107,182	107,521
負債及び純資産の部合計	1,812,734	1,800,549	1,811,052

(2)【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	25,666	24,244	48,724
資金運用収益	20,172	19,818	40,607
(うち貸出金利息)	18,181	17,929	36,613
(うち有価証券利息配当金)	1,832	1,699	3,690
役務取引等収益	1,776	1,508	3,446
その他業務収益	330	486	713
その他経常収益	1 3,387	1 2,430	1 3,957
経常費用	19,739	25,518	37,322
資金調達費用	2,736	3,301	5,827
(うち預金利息)	2,445	3,051	5,283
役務取引等費用	1,164	994	2,198
その他業務費用	-	1	15
営業経費	10,976	11,527	21,998
その他経常費用	2 4,862	2 9,692	2 7,282
経常利益又は経常損失()	5,927	1,274	11,402
特別利益	70	6	84
償却債権取立益	-	6	84
特別損失	3 177	3 34	3 449
固定資産処分損	3 -	3 34	3 307
その他の特別損失	4 -	4 -	4 141
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ()	5,820	1,302	11,036
法人税、住民税及び事業税	1,957	2,515	3,570
法人税等調整額	489	3,022	901
法人税等合計	-	507	-
少数株主利益又は少数株主損失()	17	25	11
中間純利益又は中間純損失()	3,355	769	6,575

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	38,300	38,300	38,300
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	38,300	38,300	38,300
資本剰余金			
前期末残高	34,600	34,600	34,600
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	34,600	34,600	34,600
利益剰余金			
前期末残高	27,265	32,698	27,265
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
中間純利益又は中間純損失()	3,355	769	6,575
当中間期変動額合計	2,213	1,911	5,433
当中間期末残高	29,478	30,786	32,698
自己株式			
前期末残高	101	116	101
当中間期変動額			
自己株式の取得	9	12	14
当中間期変動額合計	9	12	14
当中間期末残高	111	128	116
株主資本合計			
前期末残高	100,063	105,481	100,063
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
中間純利益又は中間純損失()	3,355	769	6,575
自己株式の取得	9	12	14
当中間期変動額合計	2,203	1,923	5,418
当中間期末残高	102,267	103,557	105,481

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
評価・換算差額等			
其他有価証券評価差額金			
前期末残高	5,274	2,686	5,274
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,816	1,484	7,961
当中間期変動額合計	4,816	1,484	7,961
当中間期末残高	458	1,202	2,686
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	75	268	75
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	14	144	193
当中間期変動額合計	14	144	193
当中間期末残高	60	123	268
土地再評価差額金			
前期末残高	4,789	4,789	4,789
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,789	4,789	4,789
評価・換算差額等合計			
前期末残高	9,989	1,834	9,989
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,801	1,629	8,155
当中間期変動額合計	4,801	1,629	8,155
当中間期末残高	5,187	3,463	1,834
少数株主持分			
前期末残高	244	204	244
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	17	43	39
当中間期変動額合計	17	43	39
当中間期末残高	261	161	204
純資産合計			
前期末残高	110,297	107,521	110,297
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
中間純利益又は中間純損失()	3,355	769	6,575
自己株式の取得	9	12	14
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,784	1,585	8,194
当中間期変動額合計	2,580	338	2,776
当中間期末残高	107,717	107,182	107,521

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ()	5,820	1,302	11,036
減価償却費	364	359	755
貸倒引当金の増減()	1,018	7,524	849
賞与引当金の増減額(は減少)	17	2	55
退職給付引当金の増減額(は減少)	52	75	44
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	38	8	2
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	4	2	3
預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	158	17	174
偶発損失引当金の増減額(は減少)	-	86	63
資金運用収益	20,172	19,818	40,607
資金調達費用	2,736	3,301	5,827
有価証券関係損益()	2,314	1,803	1,150
為替差損益(は益)	1	0	11
固定資産処分損益(は益)	27	26	211
貸出金の純増()減	4,373	24,104	8,895
預金の純増減()	418	11,290	2,069
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	1,829	1,230	1,928
コールローン等の純増()減	8	5,002	35,130
コールマネー等の純増減()	29	25	32
外国為替(資産)の純増()減	9	34	199
外国為替(負債)の純増減()	1	9	0
資金運用による収入	20,050	19,638	40,928
資金調達による支出	1,965	2,738	4,477
その他	962	443	712
小計	2,527	21,443	14,985
法人税等の支払額	2,022	1,664	3,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	505	19,779	18,886
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	19,634	50,142	39,892
有価証券の売却による収入	9,716	30,666	21,137
有価証券の償還による収入	507	2,579	8,008
有形固定資産の取得による支出	182	921	442
有形固定資産の売却による収入	12	0	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,579	17,816	11,164
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	1,142	1,142	1,142
自己株式の取得による支出	9	12	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,151	1,154	1,156

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0	11
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,227	809	31,219
現金及び現金同等物の期首残高	85,403	54,184	85,403
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 75,175	1 54,993	1 54,184

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 4社 東日本ビジネスサー ビス㈱、東日本オフィスサ ービス㈱、東日本保証サ ービス㈱、東日本銀ジェ ーシーピーカード㈱ (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 4社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 4社 連結子会社名は、「第 1 企業の概況 4 関係会社 の状況」に記載している ため省略しました。 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関 する事項	(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (2) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(1) 持分法適用の関連会社 同左 (2) 持分法非適用の関連会 社 同左	(1) 持分法適用の関連会社 同左 (2) 持分法非適用の関連会 社 同左
3. 連結子会社の(中 間)決算日等に関する 事項	すべての連結子会社の中 間決算日は、中間連結決算 日と一致しております。	同左	すべての連結子会社の事 業年度の末日は、連結決算 日と一致しております。
4. 会計処理基準に関 する事項	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に ついては移動平均法に よる償却原価法(定額 法)、その他有価証券 で時価のあるもののう ち株式については中間 連結会計期間末前1カ 月の市場価格の平均に 基づく時価法(売却原 価は移動平均法により 算定)、また、それ以 外については、中間連 結会計期間末日におけ る市場価格等に基づく 時価法(売却原価は主 として移動平均法によ り算定)、時価のない ものについては移動平 均法による原価法又は 償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部純資産直入法 により処理してありま す。	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に ついては移動平均法に よる償却原価法(定額 法)、その他有価証券 で時価のあるもののう ち株式及びその他の中 の受益証券については 中間連結会計期間末前 1カ月の市場価格の平 均に基づく時価法(売 却原価は移動平均法に より算定)、また、そ れ以外については、中 間連結会計期間末日 における市場価格等に 基づく時価法(売却原 価は主として移動平均 法により算定)、時価 のないものについては 移動平均法による原価 法又は償却原価法によ り行っております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部純資産直入法 により処理してありま す。 (追加情報) 当行が、当中間連結 会計期間末において保 有する変動利付国債の 時価については、「金 融資産の時価の算定に 関する実務上の取扱 い」(企業会計基準委	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に ついては移動平均法に よる償却原価法(定額 法)、その他有価証券 で時価のあるもののう ち株式については連結 決算期末前1カ月の市 場価格の平均に基づく 時価法(売却原価は移 動平均法により算 定)、また、それ以外 については、連結決算 期末日における市場価 格等に基づく時価法 (売却原価は主として 移動平均法により算 定)、時価のないもの については移動平均法 による原価法又は償却 原価法により行っ ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部純資産直入法 により処理してありま す。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額と認められる価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ有価証券が8,216百万円、その他有価証券評価差額金(税効果考慮後)が4,880百万円それぞれ増加しております。</p>	
	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(3) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。</p> <p>動産 定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～47年 動産 3年～15年</p>	<p>(3) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。</p> <p>その他 定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～47年 その他 3年～15年</p>	<p>(3) 減価償却の方法 有形固定資産 有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。</p> <p>建物 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。</p> <p>動産 定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～47年 動産 3年～15年</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ1百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ20百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ36百万円減少しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(5) 賞与引当金の計上基準 同左	(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 同左	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ262百万円多く計上されております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
	<p>(8) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>関係会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(8) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。</p>	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(10) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>負債計上を中止した預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は16百万円、特別損失は141百万円それぞれ増加し、経常利益は16百万円、税金等調整前中間純利益は158百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(10) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p>	<p>(10) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>負債計上を中止した預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は32百万円、その他の特別損失は141百万円それぞれ増加し、経常利益は32百万円、税金等調整前当期純利益は174百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(11) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。	(11) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は652百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は515百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は591百万円(税効果額控除前)であります。</p> <p>為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(15)消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
	<p>(16)手形割引の会計処理 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。</p>	<p>(16)手形割引の会計処理 同左</p>	<p>(16)手形割引の会計処理 同左</p>
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は159百万円、「無形固定資産」中のリース資産は13百万円、「その他負債」中のリース債務は173百万円増加しております。これによる損益への影響はありません。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,000百万円含まれております。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,360百万円、延滞債権額は28,797百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,243百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,859百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1.</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,778百万円、延滞債権額は32,056百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は844百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,271百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1.</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,464百万円、延滞債権額は28,229百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は789百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,861百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,260百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,586百万円であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、15,009百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="135 952 478 1048"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>128,742百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="135 1086 478 1120"> <tr> <td>預金</td> <td>3,204百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,792百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,570百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,975百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,869百万円あります。</p>	現金預け金	25百万円	有価証券	128,742百万円	その他資産	25百万円	預金	3,204百万円	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,950百万円であります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,975百万円あります。</p> <p>7. .</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="555 952 898 1048"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>81,292百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="555 1086 898 1120"> <tr> <td>預金</td> <td>6,271百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,171百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,574百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、58,763百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42,884百万円あります。</p>	現金預け金	25百万円	有価証券	81,292百万円	その他資産	25百万円	預金	6,271百万円	<p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,345百万円あります。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,333百万円あります。</p> <p>7. .</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="975 952 1318 1048"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,445百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="975 1086 1318 1120"> <tr> <td>預金</td> <td>3,783百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券39,297百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,592百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、61,226百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが46,593百万円あります。</p>	現金預け金	25百万円	有価証券	127,445百万円	その他資産	25百万円	預金	3,783百万円
現金預け金	25百万円																									
有価証券	128,742百万円																									
その他資産	25百万円																									
預金	3,204百万円																									
現金預け金	25百万円																									
有価証券	81,292百万円																									
その他資産	25百万円																									
預金	6,271百万円																									
現金預け金	25百万円																									
有価証券	127,445百万円																									
その他資産	25百万円																									
預金	3,783百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 11,075百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 1,043百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14.営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に500百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は23百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,220百万円であります。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 10,559百万円</p> <p>12.</p> <p>13.社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14.営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に432百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は13百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,800百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。</p> <p>11.有形固定資産の減価償却累計額 10,506百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 1,043百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13.社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>14.営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他負債」に457百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他負債の取崩額は45百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,770百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 .</p> <p>2 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,753百万円及び株式等償却956百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 特別損失には、過年度相当分の預金払戻損失引当金繰入額141百万円を含んでおります。</p> <p>4 .</p>	<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益2,183百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額8,819百万円及び株式等償却554百万円を含んでおります。</p> <p>3 .</p> <p>4 .</p>	<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益3,432百万円を含んでおります。</p> <p>2 . その他の経常費用には、株式等償却2,204百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失782百万円を含んでおります。</p> <p>3 . 固定資産処分損は、建物の処分損282百万円、動産の処分損25百万円であります。</p> <p>4 . その他の特別損失は、過年度相当分の預金払戻損失引当金繰入額141百万円であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673			184,673	
第一回優先株式	10,000			10,000	
合計	194,673			194,673	
自己株式					
普通株式	237	18		256	(注)
合計	237	18		256	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	922	5	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回優先株式	220	22	平成19年3月31日	平成19年6月27日

当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673			184,673	
第一回優先株式	10,000			10,000	
合計	194,673			194,673	
自己株式					
普通株式	269	32		301	(注)
合計	269	32		301	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	922	5	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回優先株式	220	22	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673			184,673	
第一回優先株式	10,000			10,000	
合計	194,673			194,673	
自己株式					
普通株式	237	31		269	(注)
合計	237	31		269	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加31千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 当行の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	922	5	平成19年3月31日	平成19年6月27日
	第一回優先株式	220	22	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	922	その他 利益剰余金	5	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回優先株式	220	その他 利益剰余金	22	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 77,851 日本銀行以外への預け金 2,675 現金及び現金同等物 <u>75,175</u>	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 58,800 日本銀行以外への預け金 3,807 現金及び現金同等物 <u>54,993</u>	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 56,760 日本銀行以外への預け金 2,576 現金及び現金同等物 <u>54,184</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具・器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,475百万円 その他 104百万円 合計 2,579百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,514百万円 その他 14百万円 合計 1,528百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 960百万円 その他 89百万円 合計 1,050百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 425百万円 1年超 701百万円 合計 1,126百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 256百万円 減価償却費相当額 213百万円 支払利息相当額 34百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,112百万円 無形固定資産 104百万円 合計 2,216百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,436百万円 無形固定資産 31百万円 合計 1,467百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 676百万円 無形固定資産 72百万円 合計 748百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 297百万円 1年超 503百万円 合計 801百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 224百万円 減価償却費相当額 188百万円 支払利息相当額 24百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,562百万円 その他 104百万円 合計 2,666百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,712百万円 その他 23百万円 合計 1,735百万円 年度末残高相当額 動産 849百万円 その他 81百万円 合計 931百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 400百万円 1年超 593百万円 合計 994百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 529百万円 減価償却費相当額 443百万円 支払利息相当額 64百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 百万円 1年超 百万円 合計 百万円 ・受取リース料及び減価償却費 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 百万円 減価償却費 百万円 		<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 百万円 1年超 百万円 合計 百万円 ・受取リース料及び減価償却費 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 百万円 減価償却費 百万円

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	83,060	83,818	758
地方債	4,548	4,526	22
社債	23,125	23,034	91
その他	21,000	20,580	419
外国債券	21,000	20,580	419
合計	131,734	131,959	224

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,260	20,263	6,003
債券	142,328	136,960	5,367
国債	140,164	134,790	5,374
地方債	1,932	1,936	3
社債	231	234	2
その他	4,096	4,232	136
外国債券	2,000	2,007	7
合計	160,684	161,456	772

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当中間連結会計期間において、時価のある株式について956百万円減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	100
その他有価証券	
非上場事業債	2,120
非上場株式	1,812

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	81,292	83,014	1,722
地方債	4,770	4,813	43
社債	26,532	26,453	78
その他	24,000	20,094	3,905
外国債券	24,000	20,094	3,905
合計	136,594	134,376	2,218

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	14,649	13,840	809
債券	154,535	153,910	624
国債	146,203	145,835	368
地方債	2,013	2,019	5
社債	6,317	6,055	261
その他	5,092	4,501	590
外国債券	2,000	2,001	1
合計	174,277	172,253	2,024

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式及びその他の中の受益証券については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により計上しております。それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。なお、当行が、当中間連結会計期間末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額と認められる価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ中間連結貸借対照表計上額及び評価差額がそれぞれ8,216百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当中間連結会計期間において、時価のある株式について554百万円減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	100
その他有価証券	
非上場事業債	2,700
非上場株式	1,861

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	81,176	84,274	3,098	3,108	9
地方債	4,849	4,955	105	115	9
社債	25,635	26,022	387	472	85
その他	24,000	22,081	1,918		1,918
外国債券	24,000	22,081	1,918		1,918
合計	135,660	137,334	1,673	3,696	2,023

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	13,882	16,449	2,566	3,378	812
債券	137,836	131,243	6,593	13	6,607
国債	136,173	129,567	6,605		6,605
地方債	1,462	1,472	10	11	1
社債	200	203	2	2	
その他	4,707	4,198	509	15	524
外国債券	2,000	2,008	8	15	7
合計	156,427	151,890	4,536	3,407	7,944

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落し、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について2,204百万円減損処理を行っております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	21,139	3,451	96

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	100
その他有価証券	
非上場事業債	2,670
非上場株式	1,861

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	5,308	16,375	189,728	34,262
国債		2,682	173,799	34,262
地方債	737	2,024	3,560	
社債	4,570	11,668	12,368	
その他		2,087		24,100
外国債券		2,008		24,000
合計	5,308	18,463	189,728	58,362

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	772
その他有価証券	772
繰延税金負債	313
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	458
その他有価証券評価差額金	458

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,024
その他有価証券	2,024
繰延税金資産	821
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,202
その他有価証券評価差額金	1,202

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,536
その他有価証券	4,536
繰延税金資産	1,849
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,686
その他有価証券評価差額金	2,686

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	1,472	17	17

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	3,404	14	14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当事項なし。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	1,349	14	14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	1,905	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当事項なし。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行は、現在デリバティブ取引として金利関連取引の内の金利スワップ取引及び通貨関連取引の資金関連スワップ取引を利用しており、デリバティブ取引の取組にあたっては、お客様との取引等の実需に基づいた資産のリスクヘッジ手段の利用に徹しております。

金利スワップ取引につきましては、「固定金利選択型住宅ローン」等の中長期固定金利貸出の金利リスクのヘッジ手段として、また、資金関連スワップ取引につきましては、主として為替リスクのヘッジ手段として利用しております。

中長期固定金利貸出を金利スワップ取引で短期変動金利貸出に変えることにより、市場金利の変動による金利リスクを軽減しております。

デリバティブ取引については、常務会で承認された取引、職務権限、行内の取扱い手続き等に基づき、主として金融機関を取引先とし運用管理を厳格に行うとともに取引状況について定期的に常務会に報告しリスク管理に努めております。

連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利先渡契約	1,502	772	21	21
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建					
買建					
	合計			21	21

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約				
	売建	1,043		55	55
	買建	1,150		48	48
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建 買建				
	合計			7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項なし。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項なし。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	474.22	471.99	472.31
1株当たり中間(当期)純利益金額(は1株当たり中間純損失金額)	円	18.19	4.17	34.46
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	15.48	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失が計上されているため記載しておりません。	30.34

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間連結会計期間末(連結会計年度末)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成19年9月30日	当中間連結会計期間末 平成20年9月30日	前連結会計年度末 平成20年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	107,717	107,182	107,521
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	20,261	20,161	20,424
うち優先株式	百万円	20,000	20,000	20,000
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円			220
うち少数株主持分	百万円	261	161	204
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	87,455	87,021	87,096
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	184,417	184,372	184,404

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額(は1株当たり中間純損失)				
中間(当期)純利益 (は中間純損失)	百万円	3,355	769	6,575
普通株主に帰属しない 金額	百万円			220
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円			220
普通株式に係る中間(当 期)純利益(は普通株式 に係る中間純損失)	百万円	3,355	769	6,355
普通株式の(中間)期中平 均株式数	千株	184,425	184,391	184,417
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円			220
うち定時株主総会決議 による優先配当額	百万円			220
普通株式増加数	千株	32,325		32,325
うち優先株式	千株	32,325		32,325

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)	
当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
経常収益	13,282
資金運用収益	9,900
(うち貸出金利息)	8,883
(うち有価証券利息配当金)	927
役務取引等収益	764
その他業務収益	245
その他経常収益	2,372
経常費用	13,204
資金調達費用	1,651
(うち預金利息)	1,530
役務取引等費用	489
その他業務費用	1
営業経費	5,756
その他経常費用	1
経常利益	78
特別利益	0
償却債権取立益	0
特別損失	31
固定資産処分損	31
税金等調整前四半期純利益	47
法人税、住民税及び事業税	1,984
法人税等調整額	1,990
法人税等合計	5
少数株主損失()	13
四半期純利益	66

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,551百万円、株式等償却533百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	9 77,850	9 58,800	9 56,760
コールローン	-	30,155	35,150
買入金銭債権	49	31	38
有価証券	1, 2, 9, 16 297,344	1, 2, 9, 16 314,673	1, 2, 9, 16 293,346
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,413,182	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,375,882	3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 1,399,948
外国為替	7 858	7 684	7 649
その他資産	9 8,596	9 8,102	9 8,051
有形固定資産	11, 12, 13 17,099	11, 12, 13 17,865	11, 12, 13 16,936
無形固定資産	1,142	1,016	1,105
繰延税金資産	13,755	17,480	15,593
支払承諾見返	3,609	3,305	3,348
貸倒引当金	21,280	26,956	19,465
資産の部合計	1,812,209	1,801,041	1,811,463
負債の部			
預金	9 1,669,679	9 1,657,686	9 1,669,149
コールマネー	72	43	69
外国為替	1	10	1
社債	14 10,000	14 10,000	14 10,000
その他負債	15 9,254	15 11,628	15 10,382
未払法人税等	-	2,622	-
リース債務	-	173	-
その他の負債	15 -	15 8,832	15 -
賞与引当金	819	850	855
退職給付引当金	5,921	6,003	5,928
役員退職慰労引当金	256	283	291
投資損失引当金	1,104	52	55
預金払戻損失引当金	158	192	174
偶発損失引当金	-	149	63
再評価に係る繰延税金負債	11 3,468	11 3,468	11 3,468
支払承諾	3,609	3,305	3,348
負債の部合計	1,704,347	1,693,675	1,703,788

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部			
資本金	38,300	38,300	38,300
資本剰余金	34,600	34,600	34,600
資本準備金	34,600	34,600	34,600
利益剰余金	29,886	31,131	33,056
利益準備金	3,699	3,699	3,699
その他利益剰余金	26,186	27,431	29,357
別途積立金	21,500	26,500	21,500
繰越利益剰余金	4,686	931	7,857
自己株式	111	128	116
株主資本合計	102,675	103,902	105,840
その他有価証券評価差額金	458	1,202	2,686
繰延ヘッジ損益	60	123	268
土地再評価差額金	11 4,789	11 4,789	11 4,789
評価・換算差額等合計	5,187	3,463	1,834
純資産の部合計	107,862	107,366	107,675
負債及び純資産の部合計	1,812,209	1,801,041	1,811,463

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	25,345	23,935	48,060
資金運用収益	20,138	19,788	40,541
(うち貸出金利息)	18,148	17,899	36,546
(うち有価証券利息配当金)	1,832	1,699	3,690
役務取引等収益	1,749	1,487	3,396
その他業務収益	59	236	136
その他経常収益	1 3,397	1 2,423	1 3,986
経常費用	19,407	25,190	36,631
資金調達費用	2,736	3,303	5,829
(うち預金利息)	2,446	3,054	5,285
役務取引等費用	1,169	999	2,208
その他業務費用	-	1	15
営業経費	2 10,807	2 11,352	2 21,642
その他経常費用	3 4,693	3 9,533	3 6,935
経常利益又は経常損失()	5,937	1,255	11,429
特別利益	69	6	83
特別損失	4, 5 177	4, 5 34	4, 5 449
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	5,830	1,283	11,063
法人税、住民税及び事業税	1,940	2,513	3,536
法人税等調整額	455	3,013	922
法人税等合計	-	499	-
中間純利益又は中間純損失()	3,433	783	6,604

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	38,300	38,300	38,300
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	38,300	38,300	38,300
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	34,600	34,600	34,600
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	34,600	34,600	34,600
資本剰余金合計			
前期末残高	34,600	34,600	34,600
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	34,600	34,600	34,600
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	3,699	3,699	3,699
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	3,699	3,699	3,699
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	15,500	21,500	15,500
当中間期変動額			
別途積立金の積立	6,000	5,000	6,000
当中間期変動額合計	6,000	5,000	6,000
当中間期末残高	21,500	26,500	21,500
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,394	7,857	8,394
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
別途積立金の積立	6,000	5,000	6,000
中間純利益又は中間純損失()	3,433	783	6,604
当中間期変動額合計	3,708	6,925	537
当中間期末残高	4,686	931	7,857

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	27,594	33,056	27,594
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
別途積立金の積立	-	-	-
中間純利益又は中間純損失()	3,433	783	6,604
当中間期変動額合計	2,291	1,925	5,462
当中間期末残高	29,886	31,131	33,056
自己株式			
前期末残高	101	116	101
当中間期変動額			
自己株式の取得	9	12	14
当中間期変動額合計	9	12	14
当中間期末残高	111	128	116
株主資本合計			
前期末残高	100,392	105,840	100,392
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
中間純利益又は中間純損失()	3,433	783	6,604
自己株式の取得	9	12	14
当中間期変動額合計	2,282	1,938	5,447
当中間期末残高	102,675	103,902	105,840
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	5,274	2,686	5,274
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,816	1,484	7,961
当中間期変動額合計	4,816	1,484	7,961
当中間期末残高	458	1,202	2,686
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	75	268	75
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	14	144	193
当中間期変動額合計	14	144	193
当中間期末残高	60	123	268
土地再評価差額金			
前期末残高	4,789	4,789	4,789
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	4,789	4,789	4,789

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	9,989	1,834	9,989
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,801	1,629	8,155
当中間期変動額合計	4,801	1,629	8,155
当中間期末残高	5,187	3,463	1,834
純資産合計			
前期末残高	110,382	107,675	110,382
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,142	1,142	1,142
中間純利益又は中間純損失()	3,433	783	6,604
自己株式の取得	9	12	14
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,801	1,629	8,155
当中間期変動額合計	2,519	309	2,707
当中間期末残高	107,862	107,366	107,675

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式及びその他の中の受益証券については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報) 当行が、当中間会計期間末において保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額と認められる価額によっております。これにより、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値により評価した場合に比べ有価証券が8,216百万円、その他有価証券評価差額金(税効果考慮後)が4,880百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、決算期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産 3年～15年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ1百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ20百万円減少しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 その他 3年～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～47年 動産 3年～15年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。 この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ36百万円減少しております。</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナ ンス・リース取引に係る 「有形固定資産」及び 「無形固定資産」中のリ ース資産は、リース期間 を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によ っております。	
4. 引当金の計上基 準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 「銀行等金融機関の資 産の自己査定に係る内部 統制の検証並びに貸倒償 却及び貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日 本公認会計士協会銀行等 監査特別委員会報告第4 号)に規定する正常先債 権及び要注先債権に相 当する債権については、 一定の種類毎に分類し、 過去の一定期間における 各々の貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き引き当てております。 破綻懸念先債権に相当す る債権については、債権 額から担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額のうち必要と認め る額を引き当てておりま す。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債 権については、債権額か ら、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可 能見込額を控除した残額 を引き当てております。 すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署の協力 の下に資産査定部署が資 産査定を実施しており、 その査定結果により上記 の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、役員退職慰労引当金を計上する方法に変更しております。</p> <p>従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ261百万円多く計上されております。</p>		
	<p>(5) 投資損失引当金</p> <p>関係会社の債務超過額にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額及び貸出金を超えて負担が見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(5) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(5) 投資損失引当金 同左</p>
	<p>(6) 預金払戻損失引当金</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p>	<p>(6) 預金払戻損失引当金</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p>	<p>(6) 預金払戻損失引当金</p> <p>預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>負債計上を中止した預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しておりません。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は16百万円、特別損失は141百万円それぞれ増加し、経常利益は16百万円、税引前中間純利益は158百万円それぞれ減少しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>負債計上を中止した預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他の経常費用は32百万円、その他の特別損失は141百万円それぞれ増加し、経常利益は32百万円、税引前当期純利益は174百万円それぞれ減少しております。</p>
		(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は652百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は515百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は591百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
9. 手形割引の会計処理	<p>手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。</p>	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は159百万円、「無形固定資産」中のリース資産は13百万円、「その他負債」中のリース債務は173百万円増加しております。これによる損益への影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「其他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「其他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 21百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,000百万円含まれております。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,355百万円、延滞債権額は28,777百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,243百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 1,063百万円</p> <p>2.</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,766百万円、延滞債権額は32,016百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は844百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 1,063百万円</p> <p>2.</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,459百万円、延滞債権額は28,205百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は789百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,859百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,235百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,586百万円であります。</p> <p>8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、15,009百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="135 1355 486 1456"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>128,742百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="135 1489 486 1534"> <tr> <td>預金</td> <td>3,204百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,792百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,570百万円であります。</p>	現金預け金	25百万円	有価証券	128,742百万円	その他資産	25百万円	預金	3,204百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,271百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,897百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は23,975百万円であります。</p> <p>8.</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="550 1355 901 1456"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>81,292百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="550 1489 901 1534"> <tr> <td>預金</td> <td>6,271百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券41,171百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,574百万円であります。</p>	現金預け金	25百万円	有価証券	81,292百万円	その他資産	25百万円	預金	6,271百万円	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,861百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,316百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引により受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,333百万円であります。</p> <p>8.</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="973 1355 1324 1456"> <tr> <td>預け金</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,445百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td>25百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="973 1489 1324 1534"> <tr> <td>預金</td> <td>3,783百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券39,297百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は3,592百万円であります。</p>	預け金	25百万円	有価証券	127,445百万円	その他の資産	25百万円	預金	3,783百万円
現金預け金	25百万円																									
有価証券	128,742百万円																									
その他資産	25百万円																									
預金	3,204百万円																									
現金預け金	25百万円																									
有価証券	81,292百万円																									
その他資産	25百万円																									
預金	6,271百万円																									
預け金	25百万円																									
有価証券	127,445百万円																									
その他の資産	25百万円																									
預金	3,783百万円																									

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,705百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが44,309百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,318百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,511百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,336百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが45,366百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。</p>
<p>12. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>12. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>12. 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>11,053百万円</p>	<p>10,542百万円</p>	<p>10,485百万円</p>
<p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,043百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>13.</p>	<p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,043百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>
<p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>14. 社債は、劣後特約付社債であります。</p>
<p>15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他の負債」に500百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他の負債の取崩額は23百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他の負債」に432百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他の負債の取崩額は13百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>	<p>15. 営業譲受に伴い、株式会社新潟中央銀行から元本の価額を割り引いて譲受けた債権につきましては、債権を割り引く前の元本の価額で計上し、譲受価額との差額は「その他の負債」に457百万円計上しております。なお、割引譲受債権の回収に伴うその他の負債の取崩額は45百万円であり、貸倒引当金繰入額と相殺表示しております。</p>
<p>16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,220百万円であります。</p>	<p>16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,800百万円であります。</p>	<p>16. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,770百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>1 .</p> <p>2 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="159 403 478 504"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>209百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>3 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,493百万円及び株式等償却956百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失には、過年度相当分の預金払戻損失引当金繰入額141百万円を含んでおります。</p> <p>5 .</p>	有形固定資産	209百万円	無形固定資産	150百万円	その他	2百万円	<p>1 . その他経常収益には、株式等売却益2,183百万円を含んでおります。</p> <p>2 . 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="582 403 901 504"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>118百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <p>3 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額8,663百万円及び株式等償却554百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 特別損失は、固定資産処分損であります。</p> <p>5 .</p>	有形固定資産	235百万円	無形固定資産	118百万円	その他	4百万円	<p>1 .</p> <p>2 .</p> <p>3 . その他の経常費用には延滞債権等を売却したことによる損失727百万円を含んでおります。</p> <p>4 . 固定資産処分損は、建物の処分損282百万円、動産の処分損25百万円であります。</p> <p>5 . その他の特別損失は、過年度相当分の預金払戻損失引当金繰入額141百万円であります。</p>
有形固定資産	209百万円													
無形固定資産	150百万円													
その他	2百万円													
有形固定資産	235百万円													
無形固定資産	118百万円													
その他	4百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	237	18		256	(注)
合計	237	18		256	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	269	32		301	(注)
合計	269	32		301	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加32千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	237	31		269	(注)
合計	237	31		269	

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加31千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																																										
	<p>ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具・器具及び備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>																																																																																											
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,449百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,549百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,494百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,506百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>955百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>88百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,043百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>420百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>698百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,118百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>253百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>210百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>34百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	動産	2,449百万円	その他	100百万円	合計	2,549百万円	動産	1,494百万円	その他	11百万円	合計	1,506百万円	動産	955百万円	その他	88百万円	合計	1,043百万円	1年内	420百万円	1年超	698百万円	合計	1,118百万円	支払リース料	253百万円	減価償却費相当額	210百万円	支払利息相当額	34百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>2,094百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,195百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,420百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,449百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>有形固定資産</td><td>674百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>71百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>745百万円</td></tr> </table> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>294百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>503百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>798百万円</td></tr> </table> 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>222百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>186百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>24百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	有形固定資産	2,094百万円	無形固定資産	100百万円	合計	2,195百万円	有形固定資産	1,420百万円	無形固定資産	28百万円	合計	1,449百万円	有形固定資産	674百万円	無形固定資産	71百万円	合計	745百万円	1年内	294百万円	1年超	503百万円	合計	798百万円	支払リース料	222百万円	減価償却費相当額	186百万円	支払利息相当額	24百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>2,544百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,645百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>1,698百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>20百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,718百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>動産</td><td>846百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>926百万円</td></tr> </table> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>1年内</td><td>396百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>592百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>989百万円</td></tr> </table> 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0"> <tr><td>支払リース料</td><td>523百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>438百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>64百万円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 	動産	2,544百万円	その他	100百万円	合計	2,645百万円	動産	1,698百万円	その他	20百万円	合計	1,718百万円	動産	846百万円	その他	79百万円	合計	926百万円	1年内	396百万円	1年超	592百万円	合計	989百万円	支払リース料	523百万円	減価償却費相当額	438百万円	支払利息相当額	64百万円
動産	2,449百万円																																																																																											
その他	100百万円																																																																																											
合計	2,549百万円																																																																																											
動産	1,494百万円																																																																																											
その他	11百万円																																																																																											
合計	1,506百万円																																																																																											
動産	955百万円																																																																																											
その他	88百万円																																																																																											
合計	1,043百万円																																																																																											
1年内	420百万円																																																																																											
1年超	698百万円																																																																																											
合計	1,118百万円																																																																																											
支払リース料	253百万円																																																																																											
減価償却費相当額	210百万円																																																																																											
支払利息相当額	34百万円																																																																																											
有形固定資産	2,094百万円																																																																																											
無形固定資産	100百万円																																																																																											
合計	2,195百万円																																																																																											
有形固定資産	1,420百万円																																																																																											
無形固定資産	28百万円																																																																																											
合計	1,449百万円																																																																																											
有形固定資産	674百万円																																																																																											
無形固定資産	71百万円																																																																																											
合計	745百万円																																																																																											
1年内	294百万円																																																																																											
1年超	503百万円																																																																																											
合計	798百万円																																																																																											
支払リース料	222百万円																																																																																											
減価償却費相当額	186百万円																																																																																											
支払利息相当額	24百万円																																																																																											
動産	2,544百万円																																																																																											
その他	100百万円																																																																																											
合計	2,645百万円																																																																																											
動産	1,698百万円																																																																																											
その他	20百万円																																																																																											
合計	1,718百万円																																																																																											
動産	846百万円																																																																																											
その他	79百万円																																																																																											
合計	926百万円																																																																																											
1年内	396百万円																																																																																											
1年超	592百万円																																																																																											
合計	989百万円																																																																																											
支払リース料	523百万円																																																																																											
減価償却費相当額	438百万円																																																																																											
支払利息相当額	64百万円																																																																																											

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成19年 9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末(平成20年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前事業年度末(平成20年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

- 4 【その他】
該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月11日

株式会社 東日本銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川上	豊	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	智治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第142期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月11日

株式会社 東日本銀行
取締役 会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川 上 豊	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 智 治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第143期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。